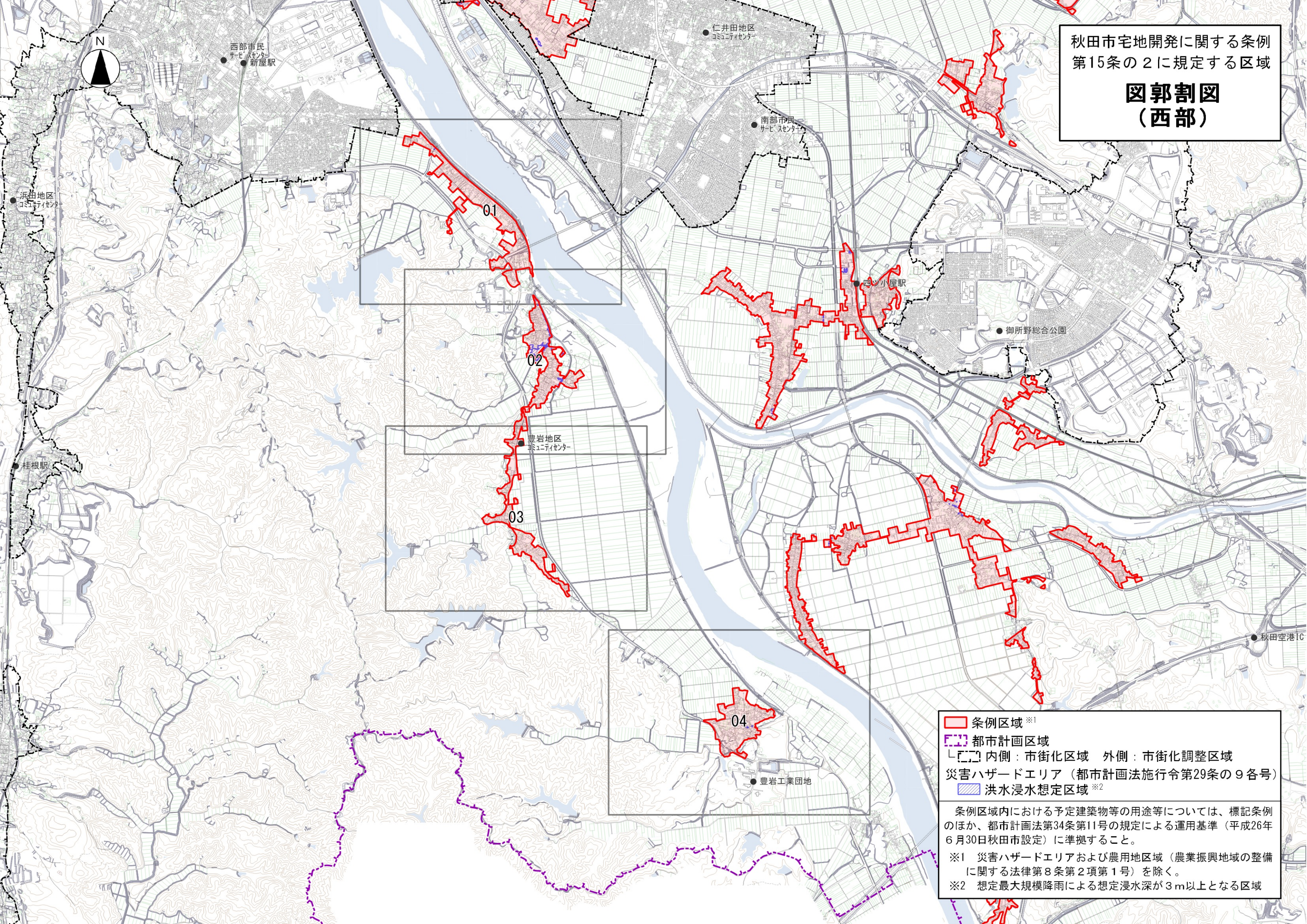


秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
**図郭割図
 (西部)**



西部市民
サービスセンター
 ●新屋駅

仁井田地区
コミュニティセンター

南部市民
サービスセンター

四ツ小屋駅

●御所野総合公園

●桂根駅

●豊岩地区
コミュニティセンター

●豊岩工業団地

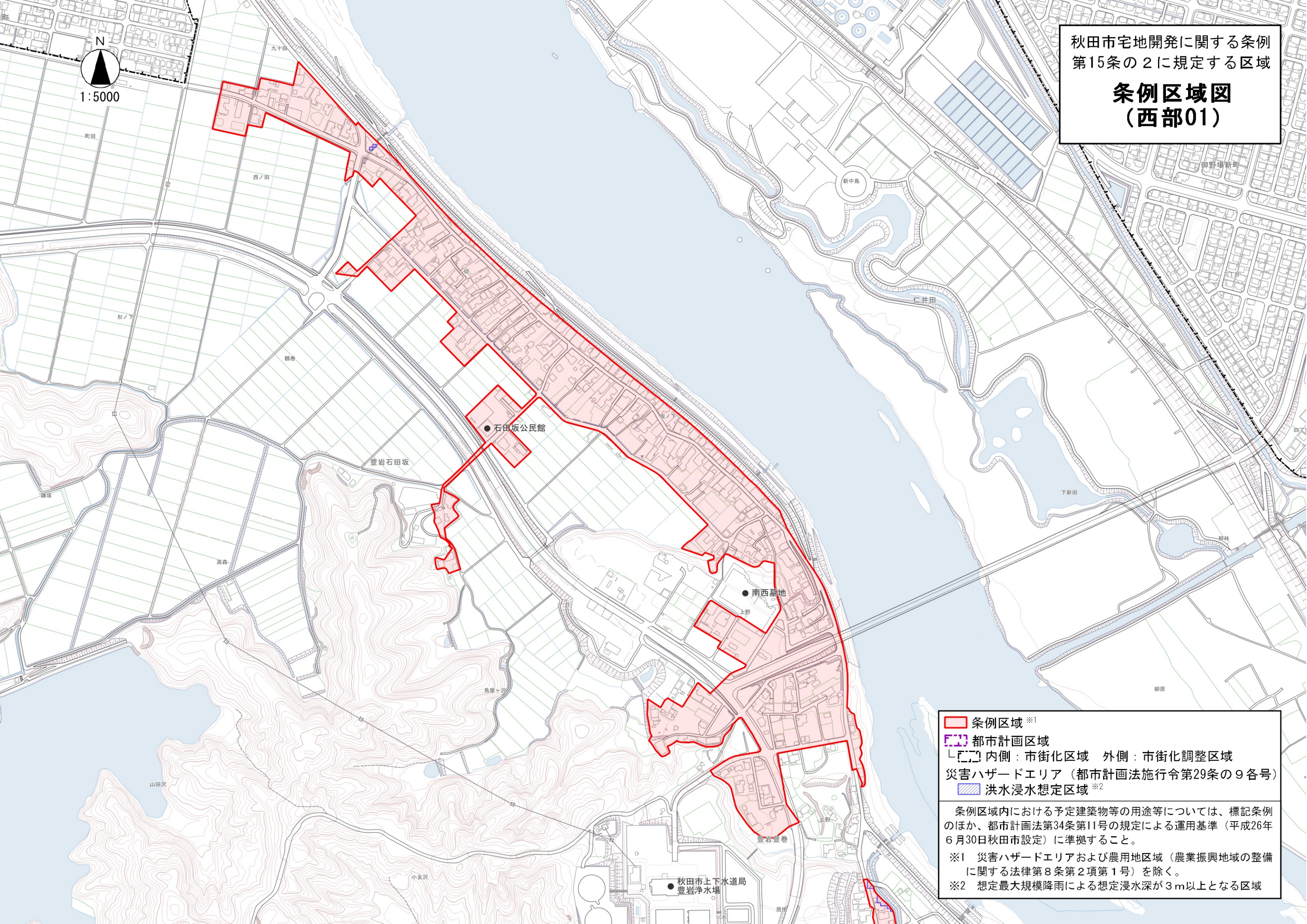
●秋田空港IC

条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(西部01)**

N
1:5000

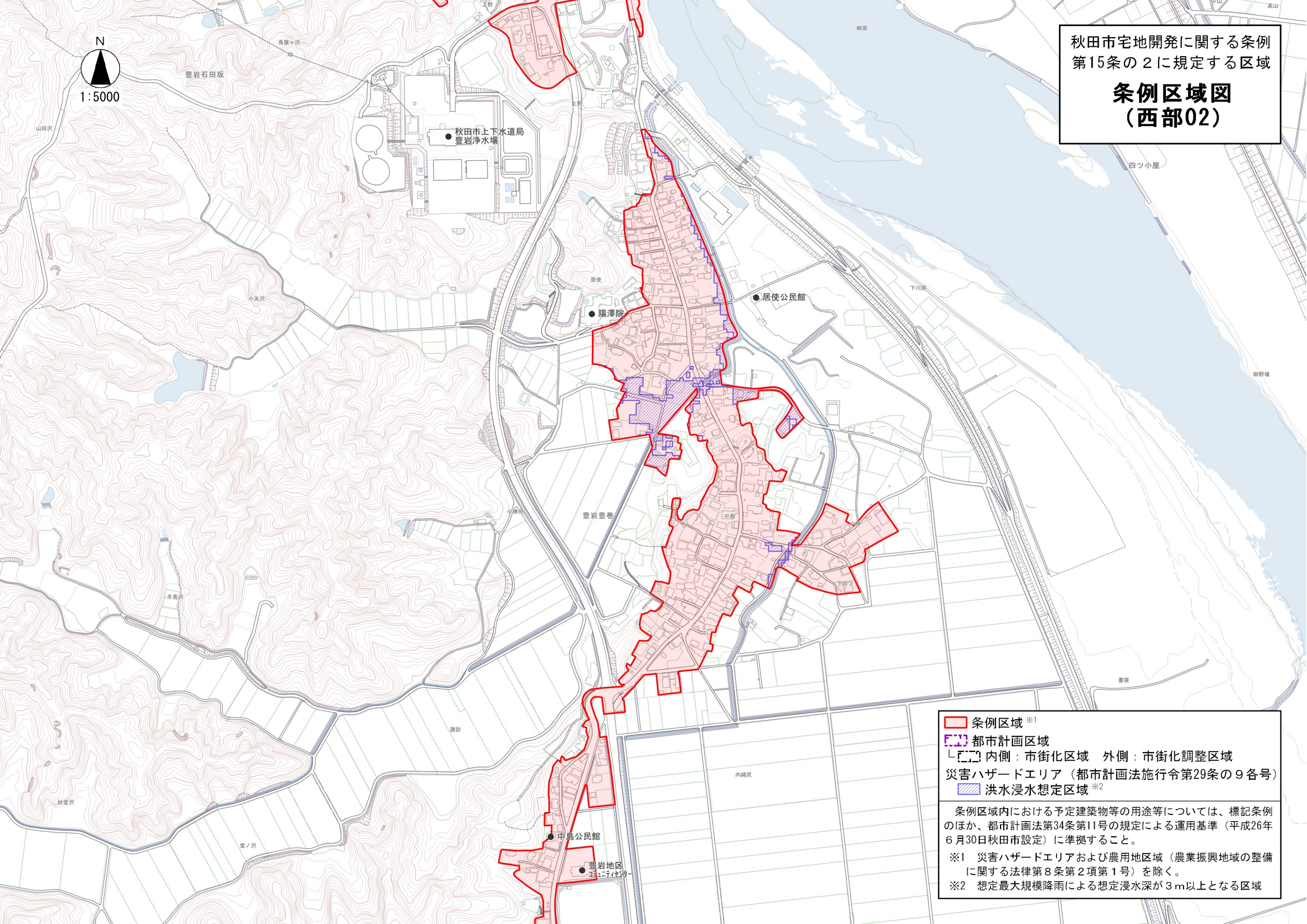


条例区域 ※1
都市計画区域
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
洪水浸水想定区域 ※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
**条例区域図
 (西部02)**

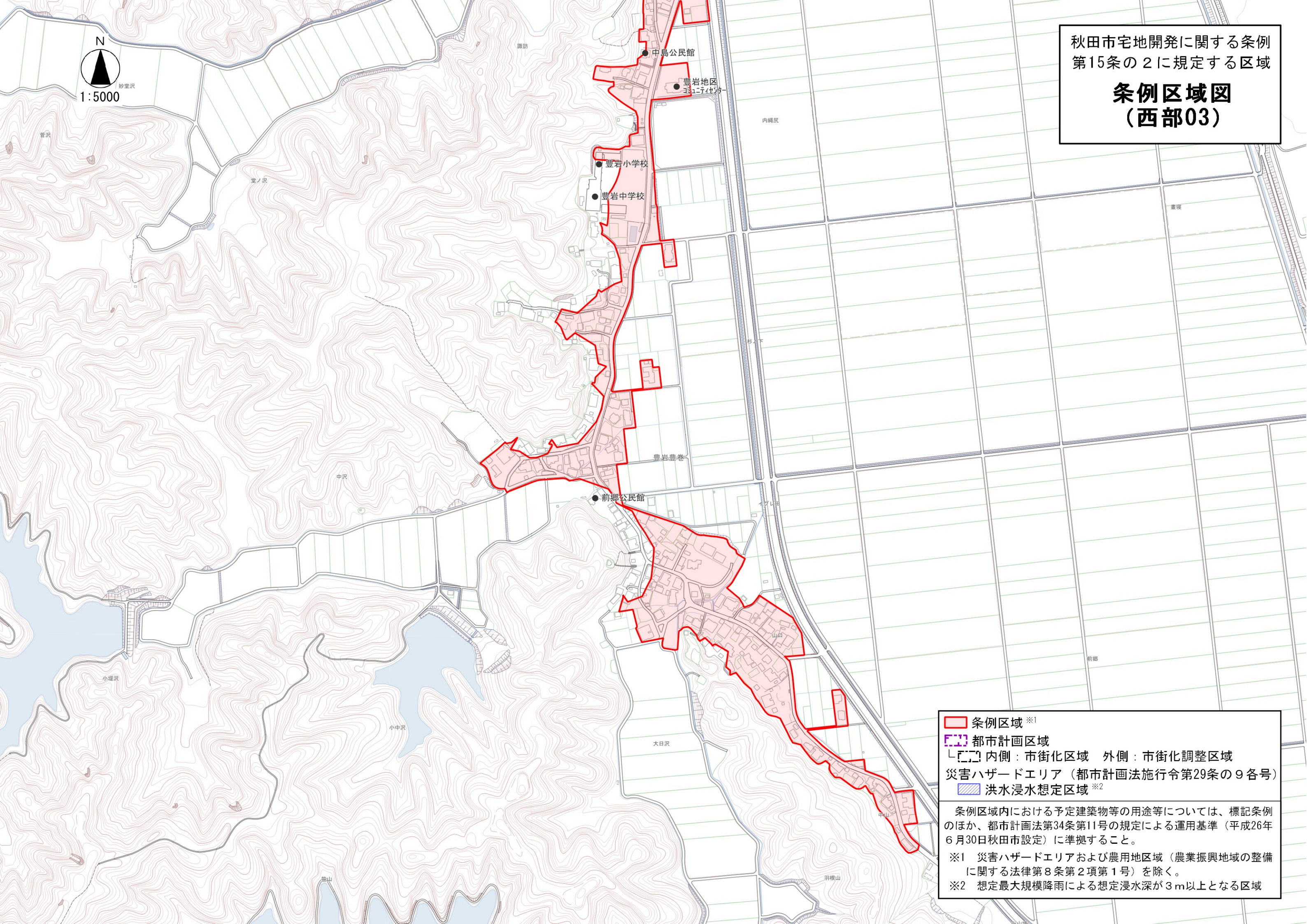
N
 1:5000



条例区域^{※1}
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域^{※2}

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
^{※1} 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
^{※2} 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(西部03)**



N
1:5000

■ 条例区域^{※1}
■ 都市計画区域
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
■ 洪水浸水想定区域^{※2}

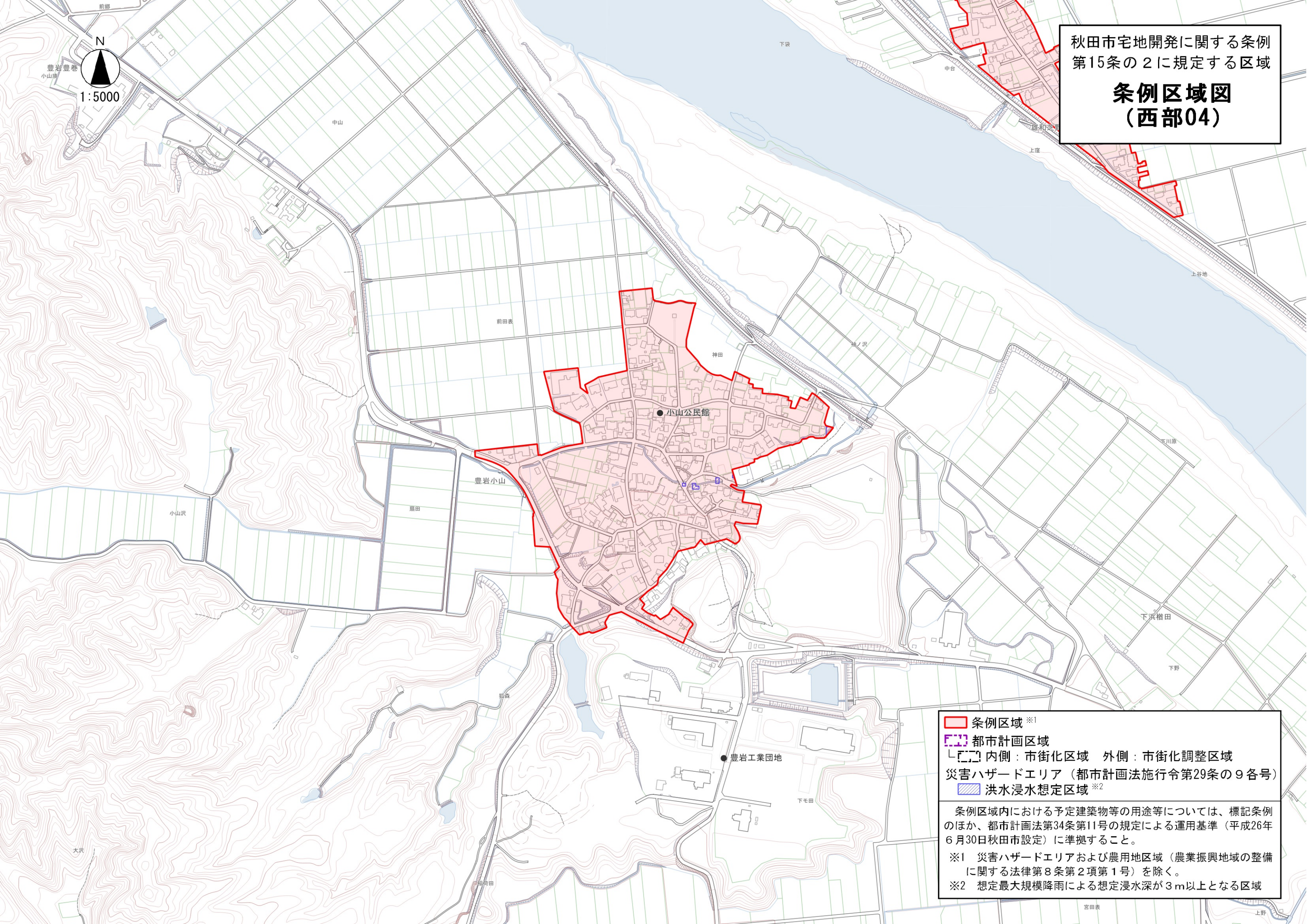
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
**条例区域図
 (西部04)**

N
 1:5000



条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 洪水浸水想定区域※2

災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域